

## 三原村会計年度任用職員募集要項

受付期間 令和4年1月4日(火)から1月12日(水)まで

(1) 身分 三原村会計年度任用職員(一般職非常勤職員)

※勤務内容等の詳細は別紙のとおり

(2) 任用期間 令和4年1月17日～令和4年3月31日(パートタイム)

令和4年1月27日～令和4年3月31日(短時間勤務)

(3) 選考方法 書類審査

(4) 申込みについて

必要書類を三原村役場 住民課保健衛生係まで郵送又は持参してください。

募集に関して不明な点等がありましたら、電話等にてお問い合わせください。

### 1.受験資格

地方公務員法第16条に掲げられる次の事項に該当しないこと。

- (1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 三原村職員として懲戒処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加わった人

### 2.報酬及び勤務条件等

- (1) 報酬(給与)は、条例等の定めるところにより、通勤に係る報酬、超過勤務に係る報酬がそれぞれの支給要件に対して支給されます。
- (2) 原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する日は休日ですが、出勤していただく場合もあります。
- (3) 年次有給及び慶事に係る休暇等の制度があります。
- (4) 村の非常勤公務災害補償制度が適用されます。

### 3.服務

- (1) 地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。パートタイムの会計年度任用職員は、営利企業への従事(副業・兼業)は適用除外です。ただし、職務専念義務や信用失墜行為禁止等の服務規律については適用となるため、事前に届出等が必要となります。

## 4.採用までの流れ

### ① 会計年度任用職員登録申込み

- ・以下の書類を 1月12日(水)午後5時00分までに郵送(必着)又は持参してください。  
郵送で申込む場合は、簡易書留により、封筒の表に朱書きで「会計年度任用職員受験申込」と記載してください。 ※持参する場合は土、日、祝日は受付できません。

提出書類：三原村会計年度任用職員登録申込書(指定様式)

※指定様式は役場 住民課 保健衛生係で配布しています。

また村のホームページからもダウンロードできます。



### ② 選考

- ・提出のあった書類で選考を行います。



### ③ 採用

- ・選考結果は、募集を行った住民課保健衛生係から受験者全員に通知します。
- ・合格者は、パートタイムの方は令和4年1月17日から、短時間勤務の方は令和4年1月27日から任用されます。
- ・受験資格に掲げる資格等を取得見込みの方が、資格を取得できなかった場合などには、採用されません。受験資格がないことが明らかになった場合、虚偽の申告等が明らかになった場合には、合格を取り消す場合があります。

## 5 その他注意事項

- ・この選考において提出された書類は一切返却しません。
- ・この選考において村が収集する個人情報、選考及び採用に関する事務以外の目的では一切使用しません。

## 6.問い合わせ・受験書類提出先

住所 〒787-0892 高知県幡多郡三原村来栖野 346 番地

担当係 三原村役場 住民課 保健衛生係

連絡先 電話：0880-46-2111 FAX：0880-46-2114